

日本経済 MAGAZINE

週刊 企業経営 ウェブマガジン

発行
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

1 ネットジャーナル **要旨**

Weeklyエコノミスト・レター 2010年6月18日号

地域の景況感格差の動向
～景気循環と地域の景況感格差

経済・金融フラッシュ 2010年6月18日号

5月米鉱工業生産～
前月比 1.2%と予想を上回り、3ヵ月連続の上昇

2 経営 TOPICS **抜粋**

統計調査資料

月例経済報告(平成 22 年6月)

3 経営情報レポート **要約版**

企業格付改善対策
金融機関が行う企業格付と改善対策

4 経営データベース

ジャンル:労務管理 サブジャンル:労働基準監督署の調査への対応法

労働基準監督署の取り締まり強化の背景と調査の流れ
労働基準監督署の調査への事前対策 ～残業代の支払いへの備え

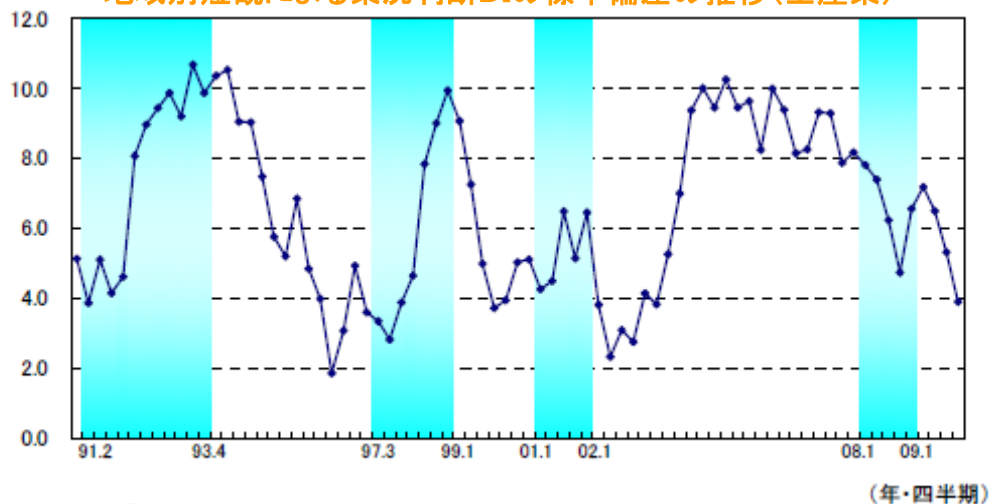
地域の景況感格差の動向

～景気循環と地域の景況感格差

要旨

- 1 1991年以降の景気循環について、地域間における景況感格差の動きをみると、2000年10-12月期までについては、景気後退期に格差が拡大し、拡張期に縮小している。一方、それ以降については、景気後退期に格差が縮小するなど、2000年10-12月期までとは異なった動きとなっている。
- 2 製造業の地域間における景況感格差は、地域により景況感の変動幅が異なることによってもたらされている。景気後退期には、変動幅の大きい地域の悪化スピードが増すことで格差が拡大し、景気拡張期にはその巻き戻しの動きが起こることで、格差が縮小している。変動幅の大きい地域は輸出型機械産業の割合が高いという特徴がある。
- 3 2001年頃以降、業況判断DIの地域格差の動きが変わっている原因としては、2002年以降の拡張局面において、拡張期が長期間続いたことにより、DIの水準に逆転が生じた後も東海などの地域でより景況感の改善が進んだことに加え、公共投資が縮小したことにより、非製造業の格差が後退期に縮小するようになったことが考えられる。
- 4 2009年1-3月期以降、地域の景況感格差は製造業を中心に縮小傾向となっており、今回復局面も輸出主導型となっていることから当面、格差縮小が続くものと思われる。一方、非製造業では、今回復局面において、公共投資の増加が見られたことから、地域間の格差はほぼ横ばいで推移してきたが、先行きについては、公共投資は減少を余儀なくされることから、次第に縮小していくものと思われる。

地域別短観による業況判断DIの標準偏差の推移(全産業)



(資料)日本銀行「短期経済観測調査」
(注)シャドー部分は景気後退局面

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「ネットジャーナル」よりご確認ください。

5月米鉱工業生産

～前月比 1.2%と予想を上回り、3ヵ月連続の上昇

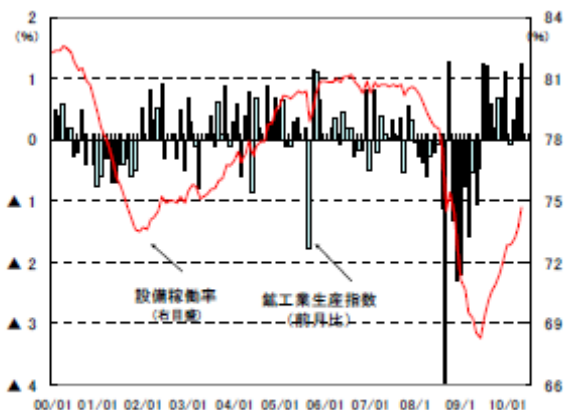
要旨

1 鉱工業生産指数・設備稼働率とも回復持続

FRB 発表の5月米鉱工業生産指数は前月比 1.2%(4月同 0.7%)と市場予想(0.9%)を上回り、3ヵ月連続の上昇、前年比では 7.6%の上昇となった。5月指数(103.5)の水準は、2008年11月(104.8)以来 18ヵ月ぶりの高水準であるが、同指数のピークとなったリセッション入り時の2007年12月(112.4)を 7.9%下回る(図表1)。

一方、設備稼働率は 74.7%と前月(73.7%)から 1%ポイント上昇、昨年6月(68.3%)をボトムに 11ヵ月連続で上昇し、2008年10月(75.4%)以来の水準を回復した。前年比では 6.2%ポイントの上昇となる。なお、長期的な平均稼働率水準(1972～2009年の平均)は 80.6%(リセッション入り時の2007年12月も同値)であり、依然、5.9%ポイント下回っている。

(図表1) 鉱工業生産と稼働率の推移(月別)



(資料) FRB

2 5月米鉱工業生産は、公益・自動車等の急伸が押し上げ

鉱工業生産指数を部門別に見ると、製造業が前月比 0.9%と5ヵ月連続のプラスとなった半面、鉱業が同▲0.2%と5ヵ月ぶりのマイナスとなった。また、公益(電力・ガス)が同 4.8%と急伸、4ヵ月ぶりでプラスに転じ、後述の自動車と並んで今回の鉱工業生産指数を押し上げた。公益部門の前月比での急伸には、4月の温和な気候で暖房需要が低下したところに、5月の異例の暑さでエアコン利用が急増したことによる。

製造業の業種別の内訳では、自動車(前月比 5.5%)の伸びが最も高く、木工製品(同 3.7%)、家具等(同 2.4%)、金属一次製品(同 2.3%)と続くなど、これまでの落ち込みの大きかった業種の回復が急となっている。半面、低下したのが、石油・石炭製品等(同▲2.2%)、電気器具(同▲0.8%)等で、石油・石炭製品等は3ヵ月連続で高めの上昇が続いていた。なお、ハイテク産業は前月比 1.7%となり、12ヵ月連続のプラスを維持した。半導体(同 3.0%)の急伸が全体を牽引、コンピュータ(同 1.9%)も堅調で、通信機器(同 0.1%)も上昇した。

月例経済報告

(平成 22 年6月)

総論

1 我が国経済の基調判断

景気は、着実に持ち直してきており、自律的回復への基盤が整いつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。

- 輸出は、緩やかに増加している。生産は、持ち直している。
- 企業収益は、改善している。設備投資は、下げ止まっている。
- 企業の業況判断は、改善している。ただし、中小企業では先行きに慎重な見方となっている。
- 雇用情勢は、依然として厳しいものの、このところ持ち直しの動きがみられる。
- 個人消費は、持ち直している。
- 物価の動向を総合してみると、緩やかなデフレ状況にある。

先行きについては、当面、雇用情勢に厳しさが残るものの、海外経済の改善や緊急経済対策を始めとする政策の効果などを背景に、企業収益の改善が続くなかで、景気が自律的な回復へ向かうことが期待される。一方、欧州を中心とした海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動やデフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要がある。

また、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。

2 政策の基本的態度

政府は、新たな需要と雇用の創造により、日本が本来持つ成長力を実現するため、需要面を中心とする新たな政策体系と政策理念の下、日本経済を本格的な回復軌道に乗せるとともにデフレを終結させるよう政策運営を行う。このため、6月18日に閣議決定された「新成長戦略」を推進する。

政府は、デフレからの脱却を喫緊の課題と位置づけ、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な政策努力を行う。日本銀行に対しては、政府とマクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、デフレの終結に向けた最大限の努力がなされることを期待する。日本銀行は、6月15日、成長基盤強化を支援するための資金供給の枠組みの導入を決定した。

1 消費・投資などの需要動向

個人消費は、持ち直している。

個人消費は、経済対策の効果もあって、持ち直している。消費者マインドは、改善の動きがみられる。実質雇用者所得はおおむね横ばいとなっている。需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指数等）を合成した消費総合指数は、4月は前月に比べ減少した。

個別の指標について、4月の動きをみると、「家計調査」では、実質消費支出は前月から減少した。販売側の統計をみると、小売業販売額は前月から増加した。新車販売台数は、4月に増加した後、5月も増加した。旅行は、国内旅行は前年を下回ったものの、海外旅行は前年を上回った。外食は、前年を下回った。

先行きについては、雇用・所得環境が安定的に推移するなかで、各種の政策効果もあって底堅く推移することが期待される。

設備投資は、下げ止まっている。

設備投資は、下げ止まっている。これを需要側統計である「法人企業統計季報」でみると、2009年10-12月期は増加し、2010年1-3月期は減少している。機械設備投資の供給側統計である資本財出荷は、増加している。ソフトウェア投資は、緩やかに減少している。

「日銀短観」によれば、2010年度設備投資計画は大企業製造業、大企業非製造業とともに3年連続の減少が見込まれているものの、その減少幅は縮小している。また、設備投資の動きに先行性がみられる設備過剰感は、依然高水準にあるものの弱まってきている。先行指標をみると、機械受注は、持ち直しの動きがみられる。建築工事費予定額は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、設備過剰感が依然高いものの、企業収益が改善するなかで、持ち直しに向かうことが期待される。

住宅建設は、持ち直してきたが、このところ横ばいとなっている。

住宅建設は、持ち直してきたが、このところ横ばいとなっている。持家、貸家の着工は持ち直してきたが、このところ横ばいとなっている。分譲住宅の着工は持ち直している。総戸数は、4月は前月比7.2%減の年率79.3万戸となった。総床面積も、おおむね総戸数と同様の動きをしている。

先行きについては、雇用・所得環境が安定的に推移するなかで、各種の政策効果もあって底堅く推移することが期待される。

公共投資は、総じて低調に推移している。

公共投資は、総じて低調に推移している。

公共投資の関連予算をみると、国の平成21年度第二次補正予算において、約0.5兆円の減額措置を講じたが、補正後の公共投資関係費は前年度を上回った。平成22年度一般会計予算では、公共事業関係費について、前年度比18.3%減としている。また、平成22年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比15.0%減としている。

2010年5月の公共工事請負金額及び4月の公共工事受注額は前年を下回った。

先行きについては、国、地方の予算状況などを踏まえると、総じて低調に推移していくものと見込まれる。

輸出は、緩やかに増加している。輸入は、緩やかに持ち直している。

貿易・サービス収支の黒字は、横ばいとなっている。

輸出は、緩やかに増加している。地域別にみると、アジア向けの輸出は、緩やかに増加している。アメリカ向けの輸出は、横ばいとなっている。EU向けの輸出は、持ち直している。先行きについては、世界の景気が緩やかに回復していることから、当面、増加傾向が続くとみられる。

輸入は、緩やかに持ち直している。地域別にみると、アジア、アメリカからの輸入は、ともに緩やかに増加している。EUからの輸入は、横ばいとなっている。

国際収支をみると、輸出金額、輸入金額がともに増加しており、貿易収支の黒字幅は横ばいとなっている。また、サービス収支の赤字幅は横ばいとなっている。そのため、貿易・サービス収支の黒字は横ばいとなっている。

2 企業活動と雇用情勢

生産は、持ち直している。

鉱工業生産は、持ち直している。

先行きについては、輸出の増加傾向などから、当面、持ち直しが続くことが期待される。なお、製造工業生産予測調査においては、5月、6月ともに増加が見込まれている。

また、第3次産業活動は、横ばいとなっている。

企業収益は、改善している。また、企業の業況判断は、改善している。ただし、中小企業では先行きに慎重な見方となっている。倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。

企業収益の動向を「法人企業統計季報」でみると、2010年1-3月期の経常利益は、売上高の持ち直しを背景に前年同期比163.8%増となり、2四半期連続の増益となった。業種別にみると、製造業が黒字転化、非製造業が5.2%の増益となっている。

「日銀短観」によると、2010年度の売上高は3年ぶりの増収、経常利益は4年ぶりの増益を見込んでいる。

「月例経済報告(平成22年6月)」の全文は、当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。

企業格付改善対策

金融機関が行う企業格付と改善対策

ポイント

① 金融機関が行う企業格付の仕組み

② 金融機関は決算書のココを見る

③ こうすれば企業格付は向上する

④ 経営計画は格付向上のための手形

<参考文献>

- 『銀行がホイホイお金を貸したくなる社長になる方法』 川北英貴 著 すばる舎リンクージ
- 『社長！銀行の手口と戦い方教えます』 村本観 著 日本実業出版社

1 金融機関が行う企業格付の仕組み

■ 1 | 金融機関の貸し渋りは「企業格付」に原因がある

資金調達方法が限られる多くの中小企業にとって、金融機関からの融資は欠かせないものです。しかし、昨今、金融不安の煽りを受けて、必要な融資を受けられなかったり、逆に返済を迫られたり、企業格付の見直しを理由に金利の引き上げを迫られたりと中小企業の資金調達は厳しいものとなっています。

「利益は出ているのに融資を断られた」「大きな商談がまとまって数ヵ月後に入金になるのに手形の書き換えにに応じてくれなかった」等、融資を断られるケースは後を絶ちません。

金融機関は、様々な側面から企業をみて融資するかどうかを決定します。その中で最大の根拠となっているものが「企業格付」です。

■ 2 | 金融機関が行う企業格付とは

(1) 企業格付の概要と目的

企業格付とは、金融機関がつける企業の“内申書”のようなものです。具体的には、各金融機関が取引先企業の今後3～5年間における信用力をスコアリングして10～15項目に分類することで、各金融機関が独自のスコアリングシート（得点表）を使用して、最低年1回、企業の決算書を受け取った際等に行われています。

企業格付は、金融機関が負う「信用リスク」、つまり、取引相手の契約不履行により、債権が期日に全額回収できなくなるリスクを的確に管理する体制を構築するために行われます。

また、金融機関の自己査定により、企業は「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5段階にランク付けされます。要注意先の中でも悪い方の企業は「要管理先」となります。

この自己査定により、金融機関は「要注意先」以下とされた企業への融資を絞ります。要注意先に分類された企業は、融資が受けにくくなったり、金利の引き上げ要請が来たりしますので、中小企業にとってはまさに死活問題となります。

したがって、要注意先にならないように対策をとっておく必要があります。

(2) 格付は「定性評価」と「定量評価」で行われる

金融機関の格付は「定性評価」と「定量評価」で行われるのが一般的です。

その割合は都市銀行、地方銀行、信用金庫などによって異なりますが、ある地方銀行の場合、概ね定量評価が70%、定性評価が30%となっています。

定性評価は、市場動向、競合状況、経営者・経営状態、営業基盤などを評価します。この定性評価で注意が必要なのは、ネガティブチェックです。財務資料の信憑性が薄い、資料提出を渋る、資金用途違反がある、中小企業倒産防止共済に加入していない、などは確実に減点されます。

2 金融機関は決算書のココを見る

金融機関は、企業から提出された決算書を徹底的に分析します。

しかし、金融機関が重点を置いて見るポイントはある程度決まっていますので、金融機関が決算書のどこを見るかがわかれば、金融機関に対する説明準備や今後の計画作りにも役に立ちます。

この説明ができないと「この経営者は自社の決算内容も良く分かっていない」と烙印を押され、受けられるはずの融資も受けられない可能性もあります。

金融機関が見るポイントは、自社の経営改善に不可欠なものですので、金融機関のためではなく、「自社の経営改善のため」というスタンスで取り組むべきです。

■ 1 | 貸借対照表は最も詳細に見られる財務諸表

■ 貸借対照表のチェックポイント

- ①流動資産や当座資産と流動負債のバランス（流動比率、当座比率）
- ②売掛債権に回収不能な債権が含まれていないか
- ③棚卸資産には不良在庫がないか
- ④利益を上げるために棚卸資産を操作した可能性はないか
- ⑤役員に対する貸付金や仮払金がないか
- ⑥貸付金や仮払金で回収不能な債権がないか
- ⑦減価償却はされているか（償却不足はないか）
- ⑧土地・有価証券に含み損はないか
- ⑨借入金が急激に増加していないか
- ⑩固定資産と固定負債・純資産のバランス（固定長期適合率）に問題はないか
- ⑪自己資本の増減（自己資本比率の増減）に問題はないか

上記の項目で、売掛債権、棚卸資産、貸付金、仮払金、固定資産、有価証券などを正しい数値に置き換えて、実態貸借対照表を作成すると、真の純資産額が算出されます。もし、純資産額がマイナスとなれば「実質債務超過」と判断され、融資を受けることは非常に厳しくなります。

特に貸付金や仮払金は役員に対するものは厳しく見られます。役員報酬などを利益確保のため費用とせず貸付金や仮払金として処理している場合は、実体がない資産とみなされて純資産額から控除されますので、注意が必要です。

3 こうすれば企業格付は向上する

■ 1 | 格付対策の重要性

企業格付は、企業にとってとても重要な意味を持ちます。格付対策が、企業の資金調達のカギを握るといっても過言ではありません。

企業格付が企業の資金調達に及ぼす影響には、次のようなものがあります。

- ①融資の可否 ⇒ 格付が良いほど、希望通りに確実に融資を受けられる
- ②金利 ⇒ 格付が良いほど、より低い金利で融資を受けられる
- ③担保・保証 ⇒ 格付が良いほど、無担保・無保証で融資を受けられる

格付が悪いと、上記の逆で、融資が受けにくく、金利も高く、担保・保証の水準も高くなるため、それが企業業績を悪化の方向へ向かわせる要因となる悪循環となってしまいます。それだけ、格付対策は企業経営にとって重要なことなのです。

■ 2 | 企業格付の改善ポイント

格付を改善するには「短期的取り組み」と「長期的取り組み」が必要です。

(1) 短期的取り組み

① 利益の社外流出を止める

短期的取り組みは、まず利益の社外流出を止めることです。いくら売上増加の取り組みを行っても、赤字を垂れ流しては元も子もありません。「固定費の削減」「変動費率の改善」を行い、利益を確保し利益率を向上させることが最初に取り組みすべきことです。

固定費の削減は、金額の多い項目から削減することが鉄則です。その中でも、費用対効果の低い科目から着手します。

具体的には、総勘定元帳を見て一つひとつ点検していきます。地道な作業ですが、固定費削減のためには不可欠な作業です。例えば通信費の内訳を見て、携帯電話の基本料金や通話料金、固定電話の通話料金などを詳細に点検します。

また、人員の見直しも必要な場合もあります。部門や営業所ごとに人員効率や個々の能力等を見て判断します。

② 流動資産の正常化

次に手を打つのは、「売掛金の早期回収」「貸付金の回収」「仮払金の精算」です。売掛金の長期滞留は資金繰りを悪化させるばかりでなく、貸し倒れなどのリスクを伴います。管理表などでしっかりと管理して、早期回収を図ります。「貸付金」「仮払金」については、特に役員に対するものであれば早急に回収・精算をすべきです。前述の通り、金融機関はこのような点をしっかりチェックしています。

③役員借入金の資本振り替え

役員からの借入金があれば、資本に振り替えてしまうか、債権放棄をして債務免除益を出して、自己資本の充実を図ることも有効です。これにより、自己資本比率が向上するだけでなく、債務償還年数も短くなります。

(2)長期的取り組み

長期的取り組みは「売上高増加」「利益額確保」「利益率向上」などの収益性改善項目と、「在庫の圧縮」「遊休資産の処分」「有価証券の処分」「有利子負債の圧縮」「自己資本の充実」などの財務体質の改善があります。

財務体質の改善の中には、「有利子負債の圧縮」や利益増加が前提でなければ改善できないものや、「自己資本の充実」のように改善には時間がかかるものもありますので、しっかりとした計画を立てて着実に改善していく必要があります。

①収益性改善

収益性を改善するには、まず売上高、利益額、利益率の部門別・担当者別分析から始めます。どの部門、どの担当者が会社に貢献しているのか、あるいは貢献が少ないのかを見ることで、今後、収益改善のために強化すべき点や改善すべき点が見えてきます。

これらを踏まえてどの商品、地域、部門で売上を増加させていくかを、経営計画に落とし込みます。

また、経営計画が単に数字の羅列で終わっていても、金融機関の信用を得ることはできません。計画達成のための活動計画を作成し、具体化しなければなりません。

②財務体質改善

経営計画というと、損益計画だけに終わってしまう企業もありますが、損益計画だけでは不十分であり、その計画によって会社の財政状況がどのようになるのかについても、経営計画に盛り込むことが理想です。金融機関はその経営計画によって、融資をどの程度回収できるかを把握したいと考えています。

よって、損益計画の他に、計画貸借対照表、計画キャッシュフロー計算書、借入金返済計画があると、金融機関が把握したい情報をすべて網羅したことになります。

借入金返済計画には、返済財源が確保できていることがポイントです。もし、利益と減価償却とで返済できなければ、どのように返済財源を調達するのかを明確にし、金融機関との交渉に臨まなければなりません。

経営データベース ①

ジャンル: 労務管理 > サブジャンル: 労働基準監督署の調査への対応法



労働基準監督署の取り締まり強化の背景と調査の流れ



■労働基準監督署の取り締まり強化の背景

労働基準監督署は、労働基準法に定められた監督行政機関として、労働条件及び労働者の保護に関する監督を行っています。

最近、労働条件の適正化、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止などの目的のため、労働基準監督署の監督件数が増えています。

労働基準監督署の調査とは、労働基準法をはじめとする様々な労働関連諸法令に違反していないかを調べるために事業場等に立ち入ることをいい、正式には「臨検監督」と呼びます。

平成 18 年に指摘された違反の内容を見ると、最も多い違反は「労働時間」35.3%、次に「安全基準」で 29.1%、「割増賃金」25.4%、「就業規則」18.8%、「健康診断」15.2%、「労働条件の明示」14.1%の順となっています。

労働基準監督署の取り締まり強化の背景には、「労働者の健康保持の為に長時間労働・サービス残業取締り強化」、「労働者側の申告や内部告発の増加」、の2つの要因が考えられます。

■調査の手順

労働基準監督署の調査、特に定期監督や申告監督の場合の調査の手順は、下記の通りです。

- ①会社は監督官から労働関係帳簿のチェックを受ける
- ②事業主、人事担当者等からの聞き取りが行われ、実態を確認される
- ③必要によって、事業場内の立ち入り調査や労働者からの聞き取り調査が行われ、実態を確認される
- ④その後、指定された日時に「是正勧告書」や「指導票」の交付を受ける

■調査書類

労働基準監督署の調査の際には、用意すべき資料がFAXまたは郵送されてきます。その指定された書類について調査を受けます。

■調査による指導内容

事業所の労働基準法等の法律違反に対して行われる行政指導のことを「是正勧告」といいます。そして、事業所が労働基準法等に違反する行為を行った場合に、労働基準監督官が交付するのが「是正勧告書」です。

また、法律違反には当たらないが、改善する必要があると認められたときに交付されるのが「指導票」です。是正勧告書はもちろんのこと、この「指導票」についても、指定期日までに指摘事項を改善し、「是正（改善）報告書」を労働基準監督官に提出しなければなりません。

■労働基準監督官から交付される文書の種類

ケース	交付文書
①法律違反がある場合	是正勧告書
②法律違反はないが、改善の必要がある場合	指導票
③労働安全衛生法その他の違反があり危険がある場合	施設設備の使用停止等命令書

経営データベース ②

ジャンル: 労務管理 > サブジャンル: 労働基準監督署の調査への対応法



労働基準監督署の調査への事前対策～残業代の支払いへの備え



■タイムカード・出勤簿の管理は適正か

会社は適正な労働時間管理を行い、従業員の労働時間を把握しなければなりません。賃金不払い残業が長時間・過重労働の温床となっていることから、労働基準監督署が特に取り締まりを強化しています。

労働時間管理は、出勤簿(タイムカード)により行われますが、出勤日のみ印鑑でついたような出勤簿では、適正な労働時間管理ができていないといえません。始業および終業時刻の記入は必ず必要です。始業および終業時刻については、使用者が自ら確認するか、タイムカード、ICカード等による客観的な記録による必要があります。自己申告制によるのはやむをえない場合に限られるので注意が必要です。

タイムカードを導入している事業場においては、始業および終業時刻の記録が、残業代の計算に適正に反映されているかのチェックを受けますから、タイムカードの管理は徹底すべきです。

■残業代の計算方法は適正か

時間外手当の計算方法で、基礎となる時間単価の算出方法について誤っているケースがよくあります。代表的なものとして、各種手当を含まず基本給のみを算出の基礎としているケースです。

時間外手当の基礎となる時間単価の計算に含まなくてもよい手当は、以下の通りです。

- ① 家族手当
- ② 通勤手当
- ③ 住宅手当 (一律に支給されるものは含む)
- ④ 別居手当
- ⑤ 子女教育手当
- ⑥ 臨時に支払われた賃金
- ⑦ 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

考え方として、皆勤手当や役職手当、資格手当などと異なり、社員の能力や労働とあまり関係のない手当は含めなくてよいことになっています。

時間単価は、必要な手当を含んだ月給 ÷ 月平均所定労働時間数で計算します。月平均所定労働時間数は、 $(365 \text{ 日} - \text{年間休日}) \times 1 \text{ 日の所定労働時間} \div 12 \text{ 月}$ で計算します。

■36協定の届け出

36協定とは、時間外労働・休日労働に関する協定のことであり、当該協定を締結し所轄労働基準監督署に届け出ることによって、本来労基法第32条で禁止されている法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働することを認めるものです(労基法第36条第1項)。従って、逆説的に言えば、36協定の締結および届出がなされていない場合は、残業した時点で労基法違反となるということになります。したがって、監督署による調査(臨検)の際には、ほぼ間違いなくチェックされるものとの認識が必要です。

【三六協定において必要な協定事項】

- ① 時間外労働をさせる必要のある具体的事由
- ② 時間外労働をさせる必要のある業務の種類
- ③ 時間外労働をさせる必要のある労働者の数(満18歳以上の者)
- ④ 1日について延長することができる時間
- ⑤ 1日を超える一定の期間について延長することができる時間